



市 章

大津市公報

令 和 8 年 10 月 1 日
号 外 (第 63 号)発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月 1 日、15 日 (休日の場合は翌日) 発行

目 次

○ 監 査 委 員 告 示

8 大津市職員措置請求に係る監査結果について…………… 1

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により令和 8 年 8 月 5 日に提出された大津市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第 5 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 1 日

大津市監査委員	島	戸	克	浩
同	山	本	久	子
同	松	山	延	寿
同	村	上	貴	美

大津市職員措置請求に係る監査の結果について

第 1 請求の受付

1 請求書の提出

令和 8 年 8 月 5 日

2 請求人

A

3 請求の要旨（請求書要旨）

(1) 措置を求める理由

大津市長と大津市健康福祉部生活福祉課（以下「担当課」という。）は生活保護の不正受給を組織ぐるみで隠蔽しようとしていると考えられる。当事者の B が令和 5 年 9 月から令和 6 年 12 月までの 16 ヶ月間受給していた生活保護は不正受給であった疑いが濃厚である。

請求人は、大津市長宛てに令和 5 年 12 月 18 日付けの不正受給に係る申立書を初回に、令和 7 年 12 月 2 日付けの申立書まで 2 年間 8 回にわたり送り続けてきた。そして、請求人は独自に調査を進める中で、B の生活保護の不正受給疑惑が確信に変わっていった。B が令和 6 年 12 月で保護を打ち切られたことを考えると、請求人が送った同年 11 月 15 日付け（5 回目）の申立書で、担当課は B への給付を打ち切ったのではないかと。担当課は、大津市長からの調査指示に対して必要な調査を怠り、B への支給を同年 12 月まで続けてしまった。請求人が B の給与明細書と担当課職員の回答書を証拠提出した後も、個人情報の取扱いを盾に回答を拒んでいる。担当課の保身を優先した態度は公益に反するものであり、大津市へ損害を与えた責任は大きいと考えられる。

大津市長は、請求人からの 2 年間 8 回にわたる申立書に対して、担当課に対してその都度、調査指示はされたのか、担当課からの調査報告はいかなるものであったのか、申立書の内容を真摯に捉え、担当課への確かな調査指示と報告を求めれば、今回の監査措置請求にはならなかった。大津市を代表する市長の責任も大きいと考えられる。

(2) 求める措置の内容

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条に基づき、B に対して期間中支払った保護費の全額の返還を請求することを求める。

イ 事件の全容解明の為、警察への通報を求める。

4 請求の受理

本件措置請求は、令和 8 年 8 月 5 日に受け付け、要件審査において地方自治法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、同月 13 日付けでこれを受理した。

法第 19 条第 1 項においては、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が実施機関となり、保護を決定し、実施することとされている。本市においては、保護の開始、変更、停止及び廃止、被保護者に対する必要な指導及び指示並びに被保護者からの返還額及び費用等の徴収等の事務については、大津市福祉

事務所長委任規則（昭和58年規則第35号）により、大津市長から大津市福祉事務所長に委任されていることから、請求書中、「大津市長」とあるのは、監査結果において「大津市福祉事務所長」と補正する。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

住民監査請求の対象は、地方自治法第242条第1項に「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるとき」と規定されている。

したがって、本件措置請求における求める措置のうち「事件の全容解明の為、警察への通報を求める」ことについては、警察への通報は地方自治法第242条第1項に定める監査の対象となる行為ではないことから、本件監査の対象としない。

以上のことから、本件措置請求における求める措置のうち「法第78条に基づき、Bに対して期間中支払った保護費の全額の返還を請求することを求める」ことを監査対象とした。

2 請求人の陳述等

(1) 証拠の提出

本件措置請求に関して、令和8年8月24日に、陳述書及び追加資料の提出があり、同日付けで受け付けた。

(2) 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年8月27日に監査室において、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

陳述には請求人が出席し、陳述書に従って陳述が行われた。請求書に記載のない事項についての請求人の陳述の概要は、次のとおりであり、その他詳細な経緯の説明が行われた。

ア 管轄の警察署に対し、Bが保護費を不正受給していることを5回以上にわたり申立てに行ったが、話を聞いたということで終わっている。

イ 大津市長宛ての申立書を何回も出したけれども、しっかりと答えてくれないことに納得がいかない。

3 市長からの意見書の提出及び関係職員の陳述の聴取

令和8年8月21日に本件措置請求に対して市長から意見書の提出があり、同月27日に監査室において、担当課の課長、参事、課長補佐2名、係長及び主事（以下「関係職員」という。）から陳述の聴取を行った。

意見書及び関係職員の陳述の概要は、次のとおりであり、その他Bに関する申立書受付後の事務手続について説明が行われた。

(1) 意見書の概要

ア 請求人からの申立書に対しては、その都度、個人情報であるため回答しかねるが、該当する者がいた場合は適切に対応する旨を伝えている。

イ 請求人は、上記アの対応のみをもって、大津市福祉事務所が不作為又は隠蔽していると捉えていると推察できる。

(2) 関係職員の陳述

ア 不正受給が疑われるようなケースがあった場合や、収入に疑義があるようなケースがあった場合には、国の通知に示されているフローに基づいて調査を行っている。

イ 今回の請求書に関しては、その対象が大津市長及び担当課担当職員ということになっているが、費用等の徴収事務については、大津市福祉事務所長委任規則により大津市長から大津市福祉事務所長に委任されているものと認識している。

ウ 担当課の業務は、秘匿性の高い情報を含んだものが多くある業務であると考えている。様々な問合せが担当課にはあるが、答え方としては一貫して、「その方が保護を受けているかどうかも含めて、全てお答えすることはできない。ただし、頂いた情報について該当することがあるのであれば、調査・指導を行っていく。」としている。

4 事実関係の確認

(1) 生活保護制度について

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度である。

同制度の施行に当たっては、法、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）といった関係法令はもとより、国が示している保護の実施要領や各種通知等に基づき、実務が行われている。

当該実施要領によると、資産の活用を検討、客観的かつ総合的な稼働能力の評価、扶養義務者の調査、収入申告による収入状況の確認及び認定等、様々な観点から要保護者が置かれている状況を的確に把握し、適正な保護を行うことが求められている。

なお、法第28条第1項の規定に基づき、保護の実施機関は、要保護者に対して資産及び収入の状況、健康状態等について報告を求めることができるとされている。

(2) 保護費の不正受給の対応方法等について

法第78条第1項においては、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定されている。

被保護者による保護費の不正受給が疑われるようなケースがあった場合、法第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、大津市福祉事務所長は、法第28条第1項の規定に基づき、当該被保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該被保護者に対して、報告を求め、又は当該職員に、当該被保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができることとなっている。

なお、法第28条第4項において、同条第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないとされている。

これらの法の規定を踏まえた上で、生活保護業務の実務上の指針となるものとして、平成18年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」が発出されている。これによると、保護受給中に収入未申告等があった場合の対応として、本人に対する収入申告書等の提出指導、就労先（事業者等）に対する確認方法、その他の確認方法（課税調査等）及び本人に対する事実確認が挙げられており、各々の調査結果に基づく対応方法が記載されている。

以上のことから、担当課の職員には、法に基づく調査権のみが認められており、雇用主への調査については関係書類の提出依頼にとどまるものであるとされている。

(3) 個人情報の保護に関する法律について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第1条において、「この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定されている。

また、個人情報保護法第69条第1項において、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定されており、監査委員もまた同項の適用を受けるものである。

5 判断

保護費の受給の有無は、個人情報に該当することから、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、監査の詳細な内容を記載することは控えるが、請求人及び関係職員の陳述を踏まえ、関連する書類を調査した結果、担当課の事務手続については、Bの保護費の受給の有無を確かめた上で、いずれの場合においても、国が示している保護の実施要領や各種通知等に基づき適正に処理されており、怠る事実がないことを確認した。

第3 結論

以上のことから、本件措置請求については、次のとおり判断する。

- 1 本件措置請求のうち「法第78条に基づき、Bに対して期間中支払った保護費の全額の返還を請求することを求める」ことについては、違法・不当なものは認められない。
したがって、請求人の主張には理由がないことから、棄却する。
- 2 本件措置請求のうち「事件の全容解明の為、警察への通報を求める」ことについては、地方自治法第242条第1項に定める監査の対象とはならないものと判断し、却下する。